

資料

平成 20 年度 No.125

京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱 —プール制運用の手引き—

平成 20 年 12 月

社団法人 京都市保育園連盟

目 次

○京都市民間保育園職員給与等プール制について	1
○京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱	4
○職員配置基準に関する運用細則	11
別表 1. 京都市民間保育園職員給与表	15
別表 2. 年間所要額	21
別表 3. 期末手当および勤勉手当の支給基準表	22
○プール制の事務手続き諸届様式	23
プール制書類記入要領	24
プール制に関する事務手続きについて（通知）	25
職員配置基準申請書（様式1）	27
職員現況報告書（様式2）	29
職員異動報告書（様式3）	30
認定外職員在籍者名簿（様式4）	31
格付調書（新規採用者用 個人別）（様式5）	32
格付調書（変更用 個人別）（様式5-1）	33
職員雇用契約書（様式6）	34
人事交流報告書（様式7）	35
育児・介護休業適用報告書（様式8）	36
私傷病による休業報告書（様式8-1）	37
○判断事例集	38
○参考資料	46
プール制委員会設置要綱	47
プール制特別審査会設置要綱	48
プール制特別審査要領	49
参考資料①プール制の改善の経過並びに市・国の施策	50
参考資料②園長給モデル給与表	76

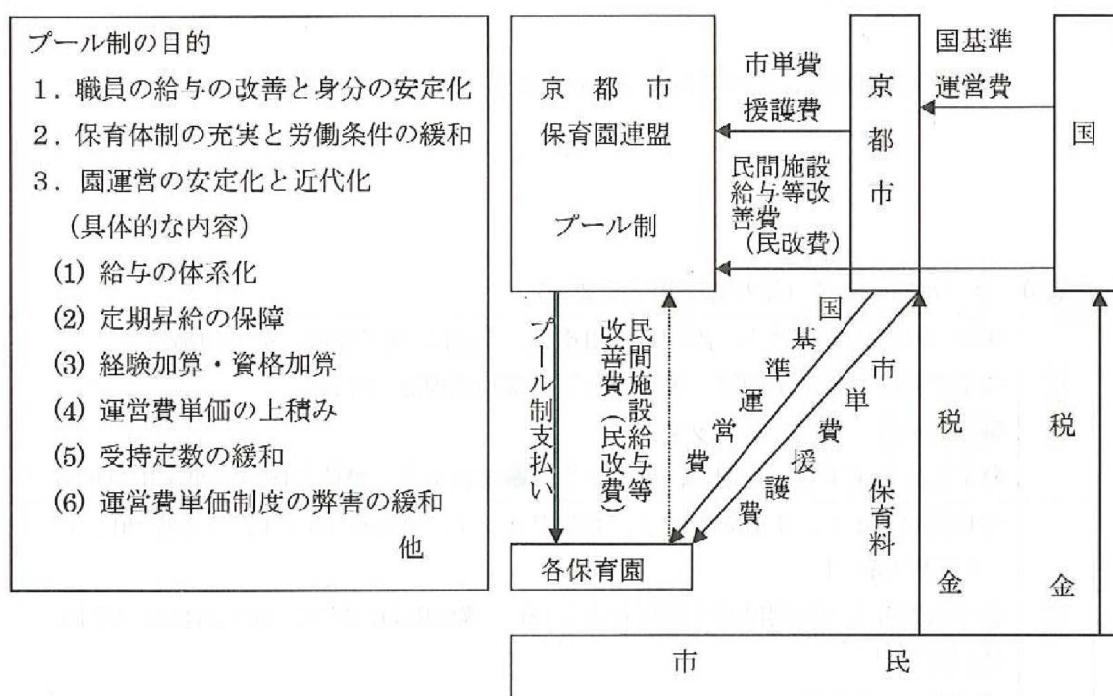
京都市民間保育園職員給与等プール制について

京都市における民間保育園職員の給与のプール制は、昭和47年4月に発足し、35年目を迎える。プール制は端的に言えば、各保育園に支払われた運営費中の人件費と、京都市の単費援護費を加えた財源を、公務員との整合性を持たせた全市統一の給与基準に基づいて各園に再分配するシステムである。

本来、運営費制度は極めて個別性が強いものであるが、この壁を乗り越えこのシステムを創り上げた力は、1. 給与の改善と身分の安定化、2. 保育体制の充実と労働条件の緩和、3. 園運営の安定化と近代化、という大きな目的に対する熱意であった。

爾来、数度の改定を行い、プール制の内容をより豊かにするよう努力してきた。そこで、今日の保育行政の中でのプール制の位置、並びにプール制システムの仕組み、実施要綱等について概括し今後のプール制の充実と共通認識の基礎づくりの資料とした。

表(1) プール制の目的と資金の流れ



表(2) 平成 20 年度（当初） 保育所運営費財源の内訳

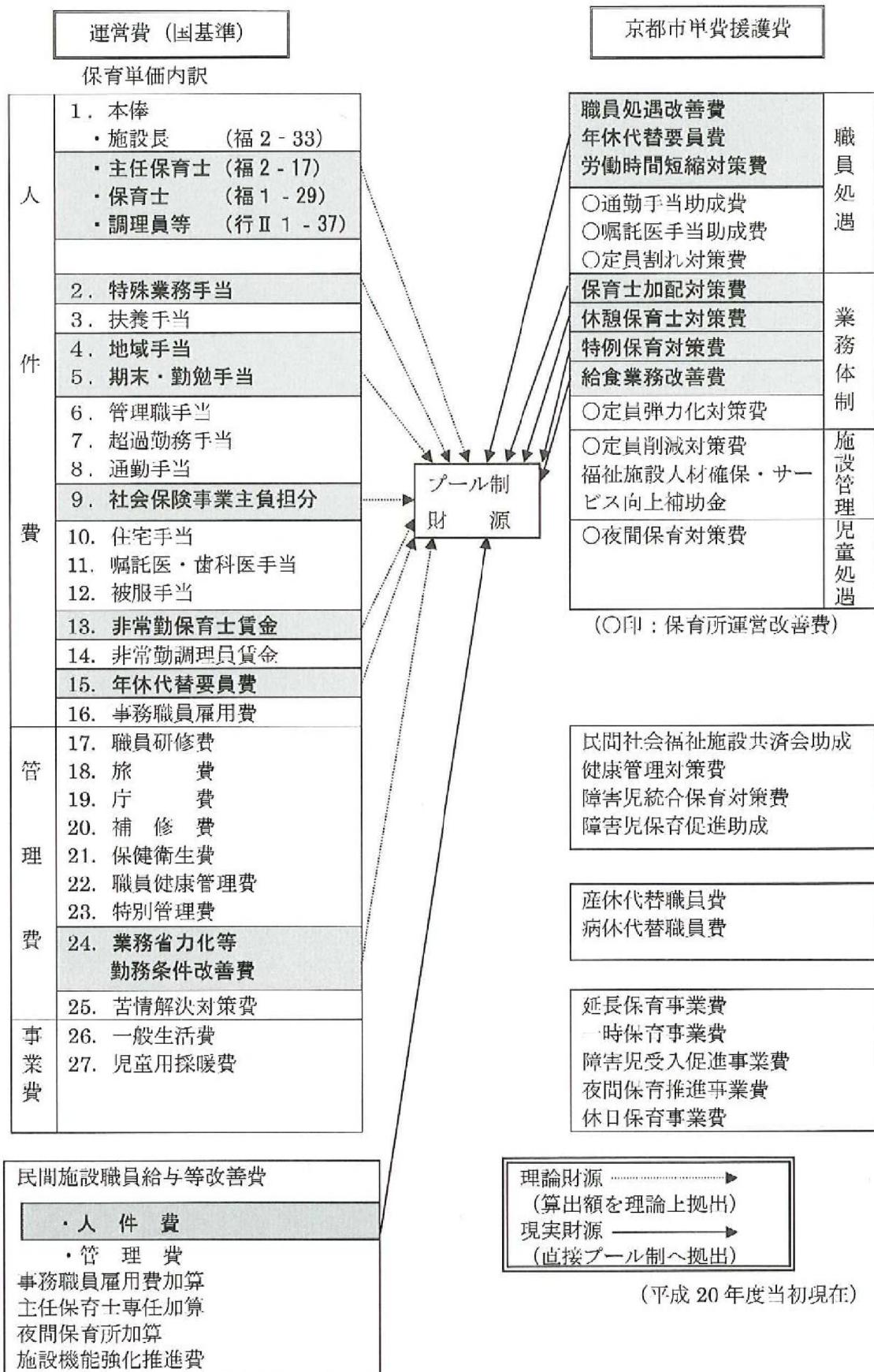
保育所運営費（国基準） 235.8億円				市単費援護費 52.0億円
国庫負担金 68.0億円	国基準保育料 83.5億円	市負担分 76.1億円	一般財源化影響額（公公、 公民分） 8.2億円	
	市保育料 56.4億円	市軽減分 27.1億円		
国負担 68.0億円			市負担 163.4億円	
保護者負担 56.4億円			保育所運営費の総額 287.8億円	

※国庫負担基準に基づく数値であり、歳出予算額とは一致しない。

表(3) プール制の基準（給与等運用実施要綱）

給与面	<ul style="list-style-type: none"> ●統一給与表（保育士、調理員、用務員、看護師（保健師）、その他職員） ●学歴格付 ●資格加算 ●経験加算 ●勤続加算（昇給） ●端数加算 ●ベースアップ ●主任保育士手当 ●期末、勤勉手当 ●業務手当 ●社会保険料事業主負担分
休制面	<ul style="list-style-type: none"> ●0歳児3：1、1歳児5：1、2歳児6：1、3歳児15：1、4歳児20：1 5歳児25：1 ●休憩保育士（特例保育休憩保育士含む） ●現（減）員保障 ●欠員保障（単価） ●調理加配 ●フリー経費定数
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●人事交流 ●職種変更 ●認定外職員の勤続加算 ●育児・介護休業、私傷病による休業 ●運営改善費

表(4) プール制の財源



理論財源 →
(算出額を理論上拠出)
現実財源 →
(直接プール制へ拠出)

(平成 20 年度当初現在)

民間施設職員給与等改善費	
・人件費	
・管理費	
事務職員雇用費加算	
主任保育士専任加算	
夜間保育所加算	
施設機能強化推進費	

京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱

(昭和47年4月1日実施)

改正 昭和58年3月16日、昭和60年3月15日、昭和61年3月13日、昭和63年5月11日、平成2年5月24日、平成3年5月24日、平成4年5月21日、平成5年2月12日、平成5年3月17日、平成6年3月17日、平成7年3月13日、平成8年3月25日、平成13年3月26日、平成15年5月21日、平成16年5月24日、平成18年5月25日、平成20年5月27日

(目的)

第1条 全民間保育園の横断的な給与体系を確立し、関係職員の待遇改善と保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上をめざす。

(実施主体)

第2条 京都市民間保育園職員給与等運用実施要綱（以下「要綱」という。）の実施主体は社団法人京都市保育園連盟が行う。

(実施内容)

第3条 この要綱の実施に当たっては、国基準による運営費及び民間施設職員給与等改善費中の該当する人件費並びに京都市の単費援護費などを財源構成とする。

2 各園については、次条以下に定める規定に基づいて所要額を算出し、運営費を差引いた必要額を再配分するものとする。

(認定対象職員)

第4条 この要綱に規定する認定対象職員とは、職員配置基準数によって算出された範囲の保育士、調理員（栄養士・調理師）、用務員、看護師（保健師）、その他の職員をいう。

2 前項により算出された保育士数の内、一部相当分をフリー経費定数とする。フリー経費定数の算出方法については、別途職員配置基準に関する運用細則（以下「運用細則」という。）による。

(対象給与)

第5条 この要綱の対象となる給与の内容は、基本給（本俸・地域手当）、社会保険料事業主負担分、期末・勤勉手当、業務手当、主任保育士手当とする。

2 基本給並びにその他の手当額については、京都市民間保育園給与表（別表1）並びに年間所要額（別表2）及び期末手当・勤勉手当の支給基準表（別表3）によるものとする。

(職員の配置基準)

第6条 保育士、調理員等の常勤職員配置基準の算出方法は、次によるものとする。

（1）保育士の常勤基準の算出方法は、児童の在籍年令基準、休憩保育士対策数並びに特例保育対策基準数に基づき算出し、フリー経費定数を減じた人数を保育士定数とする。